

平成27年2月27日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 平成27年2月27日(金) 10時00分開会
15時01分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 牟田学委員長、出口徹裕副委員長、仮屋園一徳委員、
牛之濱由美委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、
山田勝委員、濱之上大成委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也
6. 説明員
- ・議会事務局
 - 局長 松崎 裕介 君
 - 次長 柳原 一夫 君
 - ・総務課
 - 課長 内園 由幸 君
 - 課長補佐 中野 貴文 君
 - 係長 牟田 昇 君
 - 係長 園田 豊 君
 - 係長 前田 敏 君
 - ・税務課
 - 課長 川畑 宏之 君
 - 課長補佐 前田 武三 君
 - ・市民環境課
 - 課長 石澤 正志 君
 - 係長 平田 寿美子 君
 - ・学校給食センター
 - 所長 野崎 清二 君
 - ・教育総務課
 - 課長 小中 茂信 君
 - 課長補佐 尾塚 禎久 君
 - 係長 山下 理恵 君
 - ・生涯学習課
 - 課長 佐潟 富士男 君
 - 課長補佐 平石 龍喜 君
 - 主幹 松永 貢 君
 - 係長 大野 勝一 君
 - ・学校教育課
 - 課長 中山 義邦 君
 - 課長補佐 小田原 真 君
 - 係長 鎌田 広文 君
 - ・企画調整課
 - 課長 山元 正彦 君
 - 係長 池田 英人 君
 - ・財政課
 - 課長 山下 友治 君
 - 課長補佐 児玉 秀則 君
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議に付した事件
- ・議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)
 - ・議案第8号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予

算（第1号）

- ・ 議案第12号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について
- ・ 議案第13号 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第14号 阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について
- ・ 議案第15号 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第16号 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第17号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第18号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第19号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第20号 阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定について
- ・ 議案第21号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- ・ 陳情第3号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情
- ・ 所管事務調査 ごみ問題・リサイクルに関して
行政改革と人件費削減
現地調査
7：30～8：00 潟区ごみ収集所（2か所）
9：00～9：15 市民課総合窓口

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

総務文教委員長(牟田学委員)

おはようございます。ただいまから総務文教委員会を開会します。本委員会で付託になった案件は、議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)、議案第8号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)、議案第12号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の一部変更について、議案第13号 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について、議案第15号 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定について、議案第21号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、陳情第3号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情について以上議案12件、陳情1件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程は、3月2日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認め、3月2日までの2日間といたします。なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、本定例会で付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。本日、7時30分から行いましたごみ集積所、庁舎1階総合窓口に関する各委員からの意見聴取は現地調査のあと伺いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)

(議会事務局入室)

総務文教委員長(牟田学委員)

議案第5号について審査に入ります。事務局長の説明を求めます。

松崎議会事務局長

それでは、議会事務局所管に関する事項についてご説明申し上げます。補正予算書の19ページをお願いいたします。

1款、1項、1目議会費の補正額は、250万円の減額補正となっております。各節ごとにご説明します。9節旅費200万円の減額の主な理由につきましては、各常任委員会等の所管事務調査等の執行残、また議長等の旅費についてホテルパック等の利用により、旅費の節減に努めたものであります。今後の執行予定分を留保しまして200万円の減額を行うものです。11節需要費30万円の減額補正は、議会だよりの印刷製本費であり、今後発行予定の「議員と語る会」の特集号の執行予定分を留保して減額するものであります。13節委託料20万円の減額補正は、会議録反訳製本業務の委託料が確定したことに伴い減額するものであります。以上で説明を終わりますがよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(牟田学委員)

事務局長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

9節の旅費の部分なんですけれども、内容的に常任委員会等のこともあるのですが、内訳

的にもともと見込んでいたやつとの残はどのようになっていたのか教えてください。

松崎議会事務局長

総体的な金額で申しあげますと、当初予算額が、5,834,000千円であります。1月末の執行額が、1,851,840円であります。執行率は31.74%となっております。以上です。

出口徹裕委員

常任委員会の方で、もともと見込んでいた金額等、それから議長等の内訳は分かるのですか。

松崎議会事務局長

常任委員会で見込んでおりましたのは、今回一人当たり130,000円の16名の合計2,080,000円です。これにつきまして今回、常任委員会につきましては公用車の利用、宿泊を伴わないということで、具体的には執行額はゼロとなっております。ただ議会運営委員会につきましては、福岡への研修がありましたので一部執行があったということでもあります。以上であります。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。（議会事務局退室、総務課消防係入室）

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第5号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。消防参事の説明を求めます。

上野消防参事

議案第5号、平成26年度一般会計補正予算（第8号）のうち、総務課消防係所管分について御説明いたします。

予算書の23ページをお開きください。9款、消防費、1項、2目、非常備消防費、8節報償費の224万円の減額補正は、消防団員の退職報償金を減額しようとするものであります。退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その勤務年数及び階級に応じて支給することとされております。

退職者14名の内、9名が退職報償金の支給対象者であり、支給総額は、226万6千円となっております。今回、不用見込額であります、224万円を減額補正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

消防参事の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

224万円という金額は、団員の退職報奨金の額からすればね、非常に多く感じるんですよ。一人当たり例えば市の職員の退職金とは相当差があるわけですからね。しかも来年度は誰がやめる、そういうことも案外その計画があったのではないかなあとこう思うんですが、この224万円というのはあまりどっさり残りすぎやっという気がすったいどん。理由は何ですか。

上野消防参事

224万円の減額でございますけれども、当初ですね、当初予算で500万円を計上しております。この500万円に関しましては、この間の退職の実績見込み等含めて計上いたしておりますけれども、ちなみに、前年度の退職報奨金は466万5千円、その前は209万

円、確かにその時々の退職者の支給対象者の数に応じて変わってきます。今回、支給額が226万というようなことで、この減額をお願いしたということでございます。

山田勝委員

各分団からことしは何人ありますよというふうにならぬ処理できんわけやらね、前もってことしは定年が何人っていうのはわからんたいな、考えてみれば。了解。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。（総務課消防係退出、市民環境課入室）

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第5号中、市民環境課の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

石澤市民環境課長

本日は寒い中、早朝よりありがとうございました。それでは市民環境課の説明をさせていただきます。昨日の本会議において、総務文教委員会に付託されました議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）のうち、市民環境課所管分についてご説明いたします。まず、第3表、債務負担行為補正について説明いたします。9ページをごらんください。当市民環境課分については、指定ごみ袋購入費から海岸漂着物分別収集等業務委託料の7件であり、年度当初から事業開始できるよう債務負担行為を設定しようとするものでございます。続きまして、12ページをごらんください。第4表、地方債補正でございます。塵芥処理施設整備事業でございます。690万円であり、新に建設される一般廃棄物処理場建設に伴います事業費負担金を起債にて充当財源充当するものでございます。続きまして歳出について説明いたします。補正予算書20ページをごらんください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金の421万2千円の減額でございますが、北薩広域行政事務組合において塵芥処理費、及びリサイクル処理費の所要額が確定したことに伴う負担金の減額でございます。同じく3目し尿処理費、19節負担金補助及び交付金の124万5千円の減額でございますが、同じく北薩広域行政事務組合において、し尿処理費の所要額が確定したことに伴う負担金の減額でございます。減額の主な理由は、国庫補助金額の確定と人事異動に伴う給与費の調整等であると報告を受けております。

次に歳入を説明いたします。補正予算書17ページをごらんください。20款市債、1項市債、3目衛生債、1節保険衛生債の690万円は、新に建設される一般廃棄物処理場建設に伴います事業費負担金を起債にて財源充当するものでございます。以上で平成26年度一般会計補正予算（第8号）の説明を終わりますが、答弁につきましては、私が行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

あのね、21ページに関連して話をするんだけどね、塵芥処理費ちゅうのは、減額は、北薩広域行政事務組合が行う焼却施設の設計かないかって言っちゃったよね。今阿久根市ではね、生ごみ処理、生ごみの堆肥化で非常に実績を上げている。それは、自分の考えるところね、燃えるごみの重量的にね、私は60パーセント以上処理できているのよね。そういうことであつたら、今後その焼却施設をつくれるであろうという場所のね、規模そのものもね、小さくても済むという気がするの。だから、そういう中で、例えば阿久根だけが燃えるごみの処理をしている、堆肥化している。あとの1市1町のほうがね、どういう状況なの。

石澤市民環境課長

今、山田委員のほうからご質問がございました燃えるごみの中で生ごみというのは、60パーセント、私たちが持っている資料では40パーセント程度ということになっております。ですから、阿久根市で1年間に発生する生ごみの量が、1,600トン程度になると私たちは予想しております。そういうことでございまして、その生ごみがすべてなくなるということであれば、今の施設規模というのは縮小してもよろしいかと考えております。けれども、100パーセントというのは無理でございまして、私どもは来年考えている数値というのは900トン程度でございまして、今ですね、広域のほうで新しい焼却場の施設につきましての検討委員会をやっているわけですが、私もその一員として参加させていただいております。その中でですね、施設規模というのが1日90トン、今45トンを2基ということで計算しているんですけども、その90トンのですね計算基礎となっていますものが2市1町で出されるごみの平成31年の出されるであろうごみの量を元につくっております。その中で施策を施した場合の数値ということですね、なっております。阿久根市の場合が平成22年度と比較しまして、13パーセント減した数量ということになってございまして、約1,100トン減しないといけないという数字になります。私どもが今考えている数字が生ごみで900トンできると、残りの200トンを新たな施策を施しまして、対応していかないとその数値になっていかないということではございまして、決して施設規模が大きいというようなものはございしません。まして出水市の例に取りますと、阿久根市よりもごみの量は多くございまして、そして、まだ阿久根市と同等の量を減しないといけないということになってございまして、でも、今、出水市は抜本的な対策を施してございしません。ですからごみの量というのは減っていかないということになります。逆に今ふえていく傾向にございまして、施設規模等考えますと、やはり、何かしらの施策を行わないと今度の90トンという新しい焼却処理場のですね、処理能力以上のものが出てしまうというように考えてございまして、ですから、今度出水市、長島町と一緒にございまして、平成24年度からですね、ごみ減量大作戦ということで私どもおこなってございまして、その中でも阿久根は生ごみということで、今頑張っております。その成果が山田委員がおっしゃるとおり、着々と出つつあると考えてございまして、今ですね、成果のほうを説明いたしますと、まず、家庭系のごみの排出量は約3パーセントずつ減っております、毎月。事業系におきますと1月現在でございまして、1月が昨年比でございまして、82パーセントということで、かなりの量が今減量できてございまして、ですので何かしら頑張っていないと新しい焼却場の目的、処理能力をオーバーしてしまうということになるというふうに考えてございまして、以上でございまして。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長、今、山田委員から阿久根市が今生ごみの処理をしているんだけど、出水、長島はどうなのかという部分は。

石澤市民環境課長

出水市におきましてはですね、生ごみの新年度でですね、生ごみ処理を各集落でできるような形でやっていきたいという話は聞いてございまして、長島町におきましてはですね、キエールという新しい生ごみの処理をする方式を導入して今後対応していきたいというぐあいにと話聞いてございまして。

山田勝委員

あのね、やっぱりね、こういうのは、自分は事業所を持っているから言えるんだけどね、事業所ごみから考えれば、びっくりするぐらいの減量だよ。そういうことを考えて、阿久根市は一生懸命頑張った。出水市はてげてげ、長島町もてげてげという中で、一緒にできないよということが発生するわけなんだけれども、例えばね、おそらくね、平等割とそして処理量割で精算していくと思うよ。だから平等割を少なくしないと、阿久根はそれには乗れないよということもね、ちゃんと言っているよと思うよ。

石澤市民環境課長

その件ですが、平成28年度からですね、今実績割を45パーセントとしておりますけれども、28年度から実績割が50パーセントということで、頑張れば頑張ただけですね、負担金のほうに跳ね返るというシステムにするということで、広域のほうで決まっております。

山田勝委員

実績割をむしろ、70パーセントぐらいにしてもいいくらいじゃ。そうせな努力した人にはそれなりにね、報われないと、そういうのをちゃんとね、意志表示をしておかないと、うちはこれでないで議会で否決されますよって、どこで我々はするかといたら、我々は金の繰り出し金のところでね、否決する以外ないわけなんだよ、調整するしかない。だからその件は厳しく言っていないと、今後、人口はあと25年すれば、阿久根の人口は半分ちこなったっど。これは阿久根だけではない、長島もどこも同じや、そういうときに、ときの権力者がね、そんな建物に金をかけるべきじゃないと思うよ。ということでね、必ずね、主張してください。否決されますよというのも言っていないと思う。

石澤市民環境課長

今の山田委員のご指摘のとおりですね、ほかの1市1町におきましても、生ごみの減量化ということでですね、取り組んでおりますのでさらに進めてですね、頑張ってくださいよということなので私のほうからもまた衛生部会ということでですね、広域のほうで部会に入っておりますので常々話をしていきたいと思っております。以上でございます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

仮屋園一徳委員

ちょっと関連してなんですけど、生ごみの減量化、さっきちょっとあつたんですけど、目標値というのがわかっていると思うんですけど、目標値に対して今阿久根市はいくら、出水市はいくら、長島町はいくらというデータはもってきていらっしゃいませんか。

石澤市民環境課長

すいません、今そちらのデータを持ってきておりませんので、のちほど提出したいと思っております。

仮屋園一徳委員

できれば、それを表で示して、当初は幾らだったけど、生ごみが現時点と今後計画しているそれがどの程度になるんだという表をできればあとでください。

石澤市民環境課長

そちらの数値についてはですね、北薩広域のホームページにもアップされているということでございますので、お目通しをいただければ、資料のほうは本日提出いたします。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

山田勝委員

あのね、直接あんまり関係ないのかもしれないんだけど、生ごみを処理するということからね、ちょっと関連してお尋ねしたいんですが、今、皆さん方に生ごみを入れる容器をば、阿久根市が支給しているんですか。

石澤市民環境課長

家庭用の保管容器ということで配布いたしております。

山田勝委員

その配布の仕方というのがね、ある人から聞いたんだけど、全部買ってください。でしょ、買ってあとで市が出す分については銀行口座に振り込みますという取り扱いしているんですか。

石澤市民環境課長

生ごみ容器についてはですね、2種類ございまして、12リッター入る分につきましてはですね、無償で市のほうから配布しております。そして、今山田委員のほうからお話になる分についてはですね、20リッター入る分で、そちらについては個人の負担で買っていただくということになっております。ですので、今私たちのほうで配布いたしております容器については無償でございます。

山田勝委員

無償はわかったよね、でも、一遍金払ってください。補助金の申請していただければちゃんとしますよというのは何なの。

石澤市民環境課長

それにつきましてはですね、今現在ですね、電動生ごみ処理機に市が補助金を出してございまして、そちらに水切り容器という項目もございまして、そちらのほうの補助でございます。

[山田勝委員「わかった」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(市民環境課退出、税務課入室)

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第5号中、税務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

川畑税務課長

それでは、議案第5号、一般会計補正予算にかかる税務課の債務負担行為についてご説明いたします。一般会計補正予算書、29ページをお願いいたします。一番下の地方税電子申告支援サービス使用料の平成27年度必要額が120万円でございます。地方税電子申告支援サービスとは、地方税における申告や、給与報告書の提出等の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムであります。以上で説明を終わります。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者複数あり。]

ないですか。

[「はい」と呼ぶ者複数あり。]

なければ、議案第5号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。次に議案第19号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第19号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。地方税法の一部改正により、国がこれまで一律に定めていた固定資産税に係る特例措置について、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組みである地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」が導入されたことに伴い、対象となる固定資産税の償却資産に係る特例割合を定めるため、阿久根市税条例の一部を改正するものであります。それでは、改正の主な内容について、ご説明いたします。なお、以下で述べます特例割合を当初課税標準額にかけたものが、決定課税標準額となります。

まず、附則第10条の2第1項の改正は、「水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設」を設置する工場、事業場の污水又は廃液処理施設に係る特例割合を3分の1とするものであります。次に、第2項の改正は、「大気汚染防止法に規定する指定物質」の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例割合を2分の1とするものであります。次に、第3項の改正は、「土壌汚染対策法に規定する特定有害物質」の排出又は飛散の抑制に資す

る施設に係る特例割合を2分の1とするものであります。次に、第4項の改正は、「下水道法に規定する除害施設」に係る特例割合を4分の3とするものであります。次に、第5項の改正は、「特定都市河川浸水被害対策法に規定する、雨水貯留浸透施設」に係る特例割合を3分の2とするものであります。次に、第6項の改正は、「都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫」に係る特例割合を3分の2とするものであります。次に、第7項の改正は、「水防法に規定する地下街等」の洪水時の避難の確保及び浸水の防止を図るための設備に係る特例割合を3分の2とするものであります。次に、第8項の改正は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する業務用の冷蔵機器及び冷凍機器」で、冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水を使用する機器に係る特例割合を4分の3とするものであります。以上の特例割合はすべて、地方税法により参酌と表現される、標準となる特例割合と同じであり、平成26年4月1日以後に取得した設備を対象とし、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

簡単なことは、特例やっで、固定資産税を減額するよということなの。

川畑税務課長

そういうことです。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

固定資産税なので、税務課のほうで把握しているべきものなのか、それとも例えばうちはこういうふうにしてますよという形で申請というか、そういう確認ができるものなのかどちらになるのでしょうか。

川畑税務課長

今回については26年4月1日以降の取得ということで、まだ条例改正ができていなかったもので、周知ができていませんでしたので、今回27年度分の償却資産の申告が、2月2日まででしたので、申告されたデータを我々で資産の名称から特定に該当するかどうかをチェックして、該当しそうなところに連絡をとって、申請してもらおう予定です。今後は27年度の納付書を4月に発送しますが、その中に償却資産の申告してくださった方全員にこういう特例制度がありますので、申請してくださいというのを4月の納付書発送時、またことしの12月の焼却資産の申告をお願いするときそういう周知の文書を発送して申告してもらおう予定です。それにあわせてことしと同じように我々で申請がなかったものに対しても該当するものがないかチェックする予定です。以上です。

[出口徹裕委員「はい」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

木下孝行委員

私、きのう説明も聞いたんですけども、なかなかわかりづらかったんですけどもね、一応8項目ほどありますよね、この中で該当、最後の8項目目だけ11事業所で4万4千円程度見込みという感じで自分ではしたんですけども、ほかのところでは該当しそうな予測というか、そういうのはだいたいわかっているんですか。この1から8までの中で。

川畑税務課長

今、木下委員がおっしゃいました8項目のうち、8番目のノンフロン製品ですね、冷凍冷蔵機器を所有している11事業者に対象設備の可能性がります。これが今後仕様書等で冷媒等法律に規定してあるアンモニア、水とかそれを仕様書で確認して、それが全部認められ

たとすれば1 1事業所の税額に直して減額になるものは4万4千円です。その他に、1番目の汚水廃棄処理施設、これについても、現在27年度申告があったものを精査したところ、畜産食料品製造業者等の2事業者について対象設備の可能性がります。今後、特定施設設置届の確認、また、施設内容等の確認をして、特例の決定すれば、この2事業者に対して減額となる税額が1万400円になる見込みです。以上です。

木下孝行委員

基本的には一般市民にはあまり関係がないというような設備とかそういうのをやっているところに関して減免をするというとらえ方でいいのかな。

川畑税務課長

償却資産自体が事業に供する資産ということで、今おっしゃいましたとおり一般市民でなくて、事業をおこなっている方の中で、これに公害防止の設備を所有している方が対象となります。以上です。

[木下孝行委員「いいです」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第19号について、審査を一時中止いたします。

(税務課退室、生涯学習課入室)

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第5号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐瀬生涯学習課長

おはようございます。平成26年度一般会計補正予算（第8号）の教育委員会生涯学習課所管分について、ご説明申し上げます。6ページをお開きください。第3表、債務負担行為の追加補正であります。生涯学習課所管分は、表中、上から5行目と6行目の市民会館清掃業務委託料及び市民会館廃棄物収集業務委託料、10ページをお願いいたします。表中、下から3行目から、大川地区公民館清掃業務委託料、脇本地区公民館の清掃業務委託料、総合運動公園施設管理業務委託料、11ページに移りまして表中1行目、総合運動公園施設等管理運営業務委託料を債務負担行為として設定するものであります。25ページをお開き願います。次に第10款教育費、5項、2目公民館費、11節需用費の5万4千円の減額補正は、脇本地区公民館の高圧気中開閉器取替修繕費の執行残によるものであります。同じく、15節工事請負費の29万1千円の減額補正は、脇本地区公民館の第1集会施設間仕切り撤去工事と屋根防水工事の執行残によるものであります。次に、4目青年の家管理費、15節工事請負費の144万9千円の減額補正は、青年の家屋根防水工事に伴う執行残であります。次に第10款6項、2目体育施設費、11節需用費の2万1千円の減額補正は、総合運動公園内の空調機修繕等の執行残を減額するものであります。同じく15節工事請負費の11万5千円の減額補正は、総合体育館ライン工事と総合運動公園土置場改修工事の執行残であります。5項2目の公民館費は、市有施設整備基金を充当することから、減額補正して充当額を抑えようとするものであり、4目青年の家管理費については、元気臨時交付金事業、6項2目体育施設費については、元気臨時交付金事業と電源立地交付金事業を充当することから充当額を抑えようとするものであります。

以上で生涯学習課所管の補正について説明しましたが、ご審議くださるよう宜しくお願いします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

25ページの10款5項2目の15節、脇本地区公民館の間仕切りだったですかね、あれ確か床もすごくこうなってたんですけど、波打ったようになってたんですけど、あれはしてなかったんですしたよね。

佐潟生涯学習課長

撤去工事ということで、そこらの補修についてはしていないということです。

出口徹裕委員

これは補正なんですけど、予定的には何かあるのかだけちょっと確認したかったんですけど。かなり波打った状態になっていて、間仕切りが閉まらなかったのも確か床が波打ったようになって、それでだったと思うんですけど、どうなっているかなと思って。

佐潟生涯学習課長

今のところ計画にはないんですけども、状態を検討しながらですね、改修する必要があるようであれば今後見直していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

[出口徹裕委員「いいです」と発言あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

仮屋園一徳委員

25ページですね、青年の家144万9千円の残額なんですけど、これは青年の家屋根防水工事だけの事業費ということで、ほかのものには使えないということで理解してよろしいでしょうか。

佐潟生涯学習課長

先ほど説明しましたように、青年の家の管理つきましては、元気臨時交付金を充当事業でありまして、これを当初の計画でそのような予算措置をしていましたので、ほかには使えないということで理解していただきたいと思います。

[仮屋園一徳委員「了解です」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号中生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(生涯学習課退室、学校給食センター入室)

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第5号中、学校給食センター所管の事項について審査に入ります。所長の説明を求めます。

(所長説明)

野崎学校給食センター所長

説明に入ります前に、当センターの牛濱補佐が病氣療養中のため、欠席いたしました。あらかじめご了承願ひたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第8号の学校給食センター所管分について、補正予算（第8号）に関する説明書により、主な内容についてご説明いたします。補正予算（第8号）に関する説明書25ページをお開きください。10款6項4目学校給食センター運営費972万2千円は実績見込み等による減額など所要の補正をしようとするものでございます。以下、各節ごとに説明いたします。13節、委託料の693万5千円の減額は、学校給食業務622万7千円及び給食管理・栄養計算システム改修業務70万8千円の実績見込み等による減額であります。給食管理・栄養計算システム改修につきましては、今年度途中にシステム自体のバージョンアップが決定したとの通知を受け委託業者と協議し

た結果、今年度は改修せず契約を解除することとしたため全額を減額補正いたしました。15節、工事請負費の278万7千円の減額は、連続自動炊飯器設置工事及び蒸気ボイラー取替工事の実績見込み等による減額であります。次に、補正予算（第8号）に関する説明書11ページをお開きください。債務負担行為補正の学校給食センター所管分について、第3表債務負担行為補正により、主な内容についてご説明いたします。表の上から2行目、学校給食センター検便検査料、期間平成27年度、限度額9万円は、学校給食センター事務職員2名と栄養教諭2名計4名の検便検査等を毎月2回実施するものであります。次の学校給食センター衛生保守管理業務委託料、期間平成27年度、限度額71万円は、学校給食センター調理場内の殺菌剤自動噴霧処理業務及び衛生害虫駆除業務などを委託するものであります。次の学校給食センター食材微生物検査業務委託料、期間平成27年度、限度額8万円は、学期ごとに年3回食材の微生物検査を委託するものであります。次の学校給食センター廃棄物収集業務委託料、期間平成27年、限度額16万円は、学校給食センターで発生する可燃ごみを週2回火曜と金曜、資源ごみを月1回収集する業務を委託するものであります。次の学校給食センター廃水処理施設維持管理業務委託料、期間平成27年度、限度額169万円は、廃水処理施設維持管理を月2回、油水分離槽維持管理を月1回、汚泥収集運搬処分を年4回、水質分析を年4回行う業務を委託するものであります。以上で、説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

所長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

木下孝行委員

学校給食業務の622万7千円の残ということで、学校給食業務自体の委託料はいくらでしたっけ。

野崎学校給食センター所長

平成26年度が3,355万9千200円であります。

木下孝行委員

委託料の額からしたらかなりの削減というか、執行残がかなり600万だから大きいんだけど、主な理由というのは。

野崎学校給食センター所長

こちらの業務につきましては、実は3年間の債務負担ということで、当初お願いをしております、単年度につきましては4,200万程度を予定していたんですけども、実際には先ほど申し上げた額に収まったということなんですが、こちらのほうは業者のほうの入札等のですね、競争意識が一番働いたのではないかというふうには考えております。以上です。

[木下孝行委員「はいわかりました」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

何社で入札をやっています。

野崎学校給食センター所長

入札につきましては、最終的に2社で入札になりました。3社指定はしておったんですけども、1社は辞退をされたということで、2社で入札をしております。

総務文教委員長（牟田学委員）

わかりました。ほかに。

濱之上大成委員

11ページの検便検査ですけど、この4人分、毎月やっていらっしゃるんですかね。

野崎学校給食センター所長

はい、毎月行っております。

濱之上大成委員

ということは1人2万ちょっとということですね。微生物検査もきちっと毎月やっているんですかね。

野崎学校給食センター所長

年3回おこなっております。学期毎ということで。

[濱之上大成委員「いいです」と発言あり。]

山田勝委員

4人というのは、4人しか従業員はいないの、あそこは。

野崎学校給食センター所長

予算で組んでおりますのは、事務職員と栄養教諭です。そのほかに伊田食品という委託業者がいますけれども、そちらは委託料の中で検便検査をしております。

[山田勝委員「あ、そうね」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号中、学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(学校給食センター退出)

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 10:54～11:06)

(教育総務課、学校教育課入室)

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは休憩前に引き続き会を開きます。

次に、議案第5号中、教育総務課・学校教育課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

小中教育総務課長

それでは、去る2月26日の本会議において、総務文教委員会付託になりました、平成26年度一般会計補正予算（第8号）の教育総務課及び学校教育課所管について歳出から御説明申し上げます。19ページをお開きください。2款、1項総務管理費、18目市民交流施設建設費、13節委託料、3,919万7千円の減額補正は、阿久根市民交流センター設計業務に関し、市民交流センター分の実施設計を本年3月末までとしていたものを、来年度までに延長するため、債務負担行為で予算化していた施設設計分を減額したほか、開発許可申請をする必要なくなったことからその作成業務に係る委託料を減額するものであります。24ページをお開きください。10款、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金28万3千円の増額補正は、県教育委員会から派遣されております4人の職員の負担金に関して、本年度の4月に2人の職員が交替したことなどにより、職員の給与額や手当等について変更が生じたため増額するものであります。次に、10款、2項小学校費、1目学校管理費、11節需要費109万9千円の減額補正は、消火器の購入費及び修繕料の入札執行残が主なものであります。同じく13節委託料170万1千円の減額補正は、小学校管理に関する浄化槽清掃業務及び白蟻等駆除業務の執行残に伴うものであります。同じく、15節工事請負費248万8千円の減額補正は、臨時交付金事業を活用した折多小学校駐車場舗装及び非常出口工事ほか3件、及び単独事業2件の入札執行残であります。次に、3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料615万6千円の減額補正は、中学校管理に関する浄化槽清掃業務及び白蟻等駆除業務の執行残のほか、阿久根中学校プール改築工事設計業務ほか1件の入札執行残であります。同じく15節工事請負費370万8千円の減額補正は、臨時交付金事業を活用した大川中学校屋内運動場防水改修工事ほか3件の入札執行残であります。次に、2目教育振興費、18節備品購入費30万6千円の減額補正は、中学校の教

育用備品の入札執行残であります。

次に歳入についてご説明します。17ページをお開き下さい。20款、1項、1目総務債、1節総務管理債の3,620万円の減額補正は、先に説明いたしました、市民交流センターの実施設計分の減額に伴い、市民交流施設建設事業債を減額する補正であります。18ページをお開き下さい。同じく9目教育債、3節中学校債の240万円の減額補正は、大川中学校屋内運動場屋根防水改修工事に充当する予定でしたが、臨時交付金内で執行できたため減額しようとするものであります。次に債務負担行為の補正について説明します。11ページをお開き下さい。下の表の期間変更であります。阿久根市民交流センター設計業務に関し、本年3月に完了を予定していた市民交流センター分の実施設計を来年度まで延長するため、表中の当該年度以降の支出予定額の期間を平成26年度としていたものを平成26年度から平成27年年度までと変更するものであります。以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議くださるようお願い致します。なお、答弁につきましては、私と学校教育課長、不足の場合は、担当係長に補足をさせますのでご了解頂きたいと存じます。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

11ページなんですけれど、債務負担行為、期間の変更ということなんですけど、きのうもちょっと聞いたんですけど、金額的には要求があればというようなことだったんですけど、これが9月まで延ばすという話だったと思うんですけど、主な要因というのは、工事であればものが出来ていく過程の中で何らかの原因というものはあると思うんですけど、当初の見込み的な設計の中での遅れというのが生じたというまず理解でいいのか、そのあたりの要因は何でしょうか。

小中教育総務課長

まず、6月末に基本設計が完了しまして、その後実施設計に移行するわけですけれども、その実施設計に本格的に移行する段階で、概算事業費としてどのくらいあがるのかということで、その概算事業費をあげないことには作業を進められないという認識がありましたのでその概算事業費をあげていただきました。その当時出てきた概算事業費が約34億を超えていたということで、それでは事業費が多額で財政的に負担をかけるということで、もっと縮減することはできないのかということで、縮減するための検討に3か月程度要したということで、この期間の延長をお願いするというところでございます。以上です。

出口徹裕委員

内容的にはわかりました。なんですけど、例えば5か月延ばすとなると、その間何も検討していなかったということであれば、調整とかですよ、例えば関係機関との調整がとれなかったということであれば5か月延びても空白の期間があったということでもいいのかもしれないんですけど、5か月延びるということはそれだけ人を投入して設計をやるということになると、だいぶ金額が変わってきそうな気もしないではないんですけど、それらを確かプロポでやっているかと思うんですけど、そこらも見越した状態の中でこの設計金額というのを決めたのかどうか、そこらについてお尋ねいたします。

小中教育総務課長

まず、設計の期間の変更ですけど、5か月といいますか、3月末を予定しておりましたので、契約自体は9月末までなんですけど、これは図書館も含めた基本設計の期間ですので、交流センター分の実施設計というのは実質6月末で終わらせるような予定でありますので、実質3か月延長するということになります。当初期間延長分に関しての変更というのは、これまで設計者と打ち合わせとか協議してないんですけど、今回この補正予算をあげたということで、ご承認していただければこの事業者と期間延長分の変更協議をさせていただいて、もし、変更することができるようであればそういう形で変更していきたいというふうに考えているところであります。

[出口徹裕委員「はい」と発言あり。]

仮屋園一徳委員

今ので確認をしたいんですけど、契約をされて支払いのほうはどうなっているんですかね。

小中教育総務課長

現在支払いについては、まず、前金払いについて事業が始まった段階で前金払いをしております。それから基本設計が完了した段階で基本設計分の部分払いということでお支払いをしております。残りが実施設計分の支払いですので、実施設計分については、債務負担行為の延長をさせていただいておりますので、実施設計が終わった段階で残額を払うということになります。以上です。

[仮屋園一徳委員「わかりました、了解です」と発言あり。]

木下孝行委員

工事請負費の執行残の入札残ということですが、説明が載っているほかの工事件数は何件あったんですかね。補助事業の分だけでいいです。小学校、中学校一緒に。

小中教育総務課長

小学校が、先ほど申しました折多小学校の舗装及び非常口出口工事のほかに3件、それから中学校が大川中学校屋内運動場防水改修工事のほか3件です。

[木下孝行委員「はいいいです」と発言あり。]

山田勝委員

学校教育課長もいらっしゃいますのでね、子供の教育についてはね、先生の人件費は県が支払いますよね。そして、市町村としては、施設設備、しかしながら教育委員会というものがあって、その阿久根市には阿久根市の教育をする。郷土愛を植え付けるのも一つの大きな責任だと思うんですよ、先日学校給食センターの件です、米の話をしましたね、私はああいうのなんかね、やはり阿久根の米を食べさせますよ、この米はどこの米ですよ、誰の米ですよというのをせめてね、各学校で1年に1遍くらいはね、食育をね、農家との方にしていかないとということが、私は非常に大事だとそれがね、郷土愛を生むし、あるいは子供たちの誇りにもなると思うんですが、具体的にはどういふようなそういうことをやっていらっしゃいますか。

中山学校教育課長

今お話いただいたことがですね、食育という形では栄養教諭の方にですね、その食育ということを通しての指導をしていただいているんですけど、先ほどおっしゃるようなですね、地元の方との交流というのは地域によってはやっているけれども、なかなかこの全体としてそのような形でやっているということではまだないのかなというふうに思います。

山田勝委員

去年のね、2市1町の議員大会で、今年もでしたけどね、その農家の方を呼んでね、来ていただいているいろいろ勉強させていただきました。その中の一人が東京都の学校にね、その例えば甘夏について説明に行きました。学校の教育の中にですよ、そんなことだったらなんで地元でしないのよと私は思いましたよ。ですからやはり阿久根の子供たちにですね、阿久根にあるものを教えてもらうためにですね、食育というその栄養士のレベルでなくて、教育全体の中で、例えば先生思いませんか。子供たちに阿久根のとれているものを、阿久根のものをちゃんと教えて郷土愛を与えてやろう、教えてやろうそういう気持ちはないんですか、今のあなたがたの教育の考えの中には。

中山学校教育課長

郷土愛はとても大事なことでと考えております。

山田勝委員

例えばですよ、阿久根のミカン農家がですね、鹿児島市内のある学校に1,500個実はポンカンを納めるんですよ、鹿児島県のポンカンをそういう学校も実はあるんですよ。だ

から、私はただ単に教育、これだけでなく、阿久根にある産物、1年間のうちに一緒にはできないですよ、やっぱりそれを子供たちにちゃんと教えてやるというのはね、教育の子供を育てる、阿久根のこれから先の子供を育てる一番大事なことなんだけどね、なぜかしら忘れられている。それともう一つ、先日、私たちは認知症のサポートについて講演を、勉強させていただきました。認知症のことについて、勉強して私たちはためになりましたよ。しかしながら子供たちにね、教えることはイコールやさしいおじいちゃん、おばあちゃんをね大事にする心、そんな気持ちをね、教えることになるんですよ。だから、手を伸ばせばたくさんあるものをね、あなた方は子供たちに教えようとはしていないというところにね、どうも自分は納得できない。いかがですか。

中山学校教育課長

ご指摘のことはですね、学校の中では、いろいろな阿久根っ子事業だとかですね、地元のもののできるだけそういう形をしないといけないというのは思っておりますけれども、なかなかそのおっしゃる形で教育がなされているかと言われますとまだそこまで十分とは言えないと思います。

山田勝委員

あのね、きょうの議会は予算についてですからね、施設設備についてどんな議論をしてもですよ、どういう議論をして、どんな家をつくってやってもですね、教育の中身をちゃんとするのはどこからどこまで奥が深いですよ、どんなにやっても、これでもか、これでもかってやっても足りない。施設設備の話をどれだけしてもですね、肝心なことをちゃんとやってくれないと、私はあんまり納得できないんですね。ですから施設設備はなるほど市町村がちゃんとやりますよ。でも、教育については先生あんたがたが各学校に指導してちゃんとしてくださいよという意味でね私は申し上げたんです。

[中山学校教育課長「はい、わかりました」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか、ほかに。

岩崎健二委員

ちょっとお伺いします。阿久根中のプール実施設計業務委託は終わったんですかね。

[「はい終わっています」と呼ぶ者あり]

阿久根中のプールをつくり直すんですか。

小中教育総務課長

はい。

岩崎健二委員

実施はいつの予定ですか。

小中教育総務課長

今年度設計業務を行いましたので、予定としては来年度に実施したいと教育委員会としては予算計上しておりましたけど、なかなか財政的にちょっと負担が大きいということで、今、当面、来年度はちょっと見送られたところです。

岩崎健二委員

ということは、今、実施の予定については未定ということでもいいんですかね。

小中教育総務課長

はい、そういうことです。

[岩崎健二委員「はい、オーケーです」と発言あり。]

出口徹裕委員

先ほど、24ページ10款2項1目の15節の中の駐車場舗装っていうのがあるんですけど、これ広さはどれくらいで、どんな舗装をされたのか教えてください。

小中教育総務課長

すいません、面積はちょっと手元に資料がないんですけど、折多小学校の体育館側から入

る入口があるんですが、そこに駐車場がありますけど、その駐車場を舗装しております。

出口徹裕委員

小学校なんで、1年生の小さい子からいて、土とかであれば、確かに雨が降ったときには、ぐちゃぐちゃになったりするので、機能的には舗装がいいんだろうなというのがあるんですが、例えばそこになんかアスファルトでするならすごい温度的に上がってきて我々では感じない温度を、夏場になると暑さを子供たちが感じたりとかするんですけども、こういったような場合、なんか広くなればなるほどその学校自体もだんだん昔と違って特にまた暑さを感じてきているような状況があってくるので、そこらへんのなんか配慮というようなことを考えてやってるのかなという気がするんですが、そこは何も考えずにアスファルトというふうにいってるのかどうなのか、どうなんでしょうか。

小中教育総務課長

確かにおっしゃられることまでは考慮はしていないと思います。あそこは先生方の車の駐車場、それから給食センター等の車両が入ってくる施設で砂利のところだったので、荒れてきたということで舗装したということですので、そこまで考慮したということではありません。

出口徹裕委員

そういったようないろいろな用途があると思うのでですね、やはり小学1年生というとやっぱり小さいですから我々が暑いっていう以上にやっぱり暑く感じたりして、事故っていうことはないと思いますけど、そこらも配慮したような形ですね、できれば考えて今後いただきたいなと思います。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。あ、小中課長一つだけ、先ほどの実施設計ですね、今、仮屋園委員からありましたけれども、支払いについて前払いと途中とあとと、比率がわかりますかね。前払い幾ら、途中幾ら、完成後幾らっていう比率的なものがありますか。

小中教育総務課長

前払い金の率については30パーセントということで、設計業務全体の30パーセントをお支払いしております。それから部分払いについては基本設計の支払いをしております。前金を除いた残高について、前払金で全体的に支払いしておりますので、基本設計分の前払金はもう払っていますので、その残額を6月末の基本設計が完了した時点であと4千万（訂正あり）くらいですので、7千万のうちの4千万（訂正あり）程度になると思います。

木下孝行委員

先ほど出た阿久根中のプールの実実施設計業務について執行残が538万円出ているということで、当初予算で全体1,700万の13件の委託料の中で設計業務のこの執行残が5百いくらというのはかなり大きいと思うんだけど、設計業務自体はいくらなのか。

小中教育総務課長

まず、設計額が下がった理由ですけれども、当初予算を取る段階で見積もりを施設の改築後の施設の面積、そこが約1,100平米あるんですけど、それで計算をしておりました。ただ、プールの設計業務の委託料を算出するときに決まった基準というのはないそうです。先進地のプールを最近つくったところを視察に行きました。そこで聞いたときにその設計の算出についてはプールの水面積ですね、プール本体の水面積と、それから付属の建物の床面積で算出すれば足りるということで、それで算出しなおしたところ、その500万程度下がってきたということで設計の見直しをやったということに伴って下がってきたということです。

木下孝行委員

当初の教育委員会側の見積もりが間違いがあったということで認識すればいいですね。

小中教育総務課長

そういうことになります。

[木下孝行委員「はい」と発言あり。]

先ほど委員長に答弁した中で、あと残りが4千万程度ということではなく、あと残りが、現在お支払いしているのが3, 893万7千円、約4千万程度、残りが約3, 400万程度あるということで訂正をお願いします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号中、教育総務課・学校教育課所管の事項について、審査を一時中止いたします。次に、議案第20号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

中山学校教育課長

それでは、よろしくお願いします。昨日の本会議におきまして、総務文教委員会付託になりました議案第20号、阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定について、ご説明をいたします。いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布されたことに伴い、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策について審議するとともに、重大事態が発生したときの調査を行う組織を設置するために、本条例を制定するものであります。第1条は、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、阿久根市教育委員会に、「阿久根市いじめ問題対策委員会」を設置します。第2条は対策委員会の所管事務事項について定めたものでございます。第3条は、対策委員会の組織に関するところで、委員は5名以内とし、教育委員会が委嘱することとしています。第4条は、委員の任期は2年とし、第5条では、委員長に関する事項で、委員の互選により決めることとしております。

以上で学校教育課所管の議案第20号の説明を終わりますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、答弁につきましては、私、不足の場合は担当係長に補足をさせますのでよろしくお願いします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

第2条の第1項、教育委員会の諮問に応じという文言があるんですが、うがった考え方をしますと、教育委員会が諮問しなければ開けないということになるかと思うんですが、そのような解釈でよろしいですか。

中山学校教育課長

まず、このいじめ問題対策委員会が設置できたら、年に2回は通常的にやりたいと考えております。

岩崎健二委員

年に2回ということなんですが、途中で事案が発生した場合に、教育委員会が諮問しないと、その年2回以外の委員会は開催しないというかできないということで理解していいんですかね。

教育委員会の諮問に応じ、審査を行うということですので、教育委員会が諮問しなければ、その委員会は開催しないという考え、捉え方でいいんですかということですか。

中山学校教育課長

今の質問については、この重大事態が発生したということを委員会として受け取ったらもう必ず調査をかけるということになりますので、そこはしないということではないと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

岩崎委員ちょっと休憩をしましょうか。

[「協議会」と呼ぶ者あり。]

休憩に入ります。

(休憩 11:34～11:37)

休憩前に引き続き会を開きます。

中山学校教育課長

重大事態の定義がありまして、重大事態と法律でこういう場合は重大事態と捉えなさいというのがありますので、そういう場合は必ずやらないといけないということにもなっているということです、これを無視してしないということとはできないということになるかと思えます。

岩崎健二委員

私が思うにはですね、例えば被害者なり、加害者なり、学校なり、あるいはPTAなりが何らかの事案を発見した。そのときに、教育委員会に対してですよ、諮問してくださいと言うような申し入れをしたとしますよ、ある市民が、そのときに、いや、教育委員会としてはまだそこまでの重大案件と思っていないということで諮問しないということはあるんですか。

中山学校教育課長

そのような申し立てがありましたら、まず、それが本当にいじめかどうかというのを調査しないことにはわからないわけですよ、そのどういう状況かを調べないことにはわかりませんので、当然調査しないといけないというふうに思います。

岩崎健二委員

教育委員会はある人からいじめがあったと、重大案件なので、委員会をしてくださいという申し出がありました。教育委員会としては本当にそのいじめがあったかどうかの調査をしますということですよ、そこで教育委員会がいじめがなかったと仮に判断しました。だったら委員会をしないということになるんですか。

鎌田学校教育指導係長

例えば、例をとっていきますと、保護者、その当該児童生徒がですね、これはいじめによって不登校になったんだとか、いじめによって身体的な精神的な苦痛を負ったととらえていた場合、学校がそうではないと認識したとしても、その保護者、当該者が訴えてきた場合ですね、これについてはその理由いかににかかわらず、誰がどう判断しようとそれは諮問機関に委託して諮問を行うということになっております。

そして、第三者が訴えてきた場合、これについては本人及び保護者等の判断が得られませんので、そこは教育委員会のほうで、一応聞き取り等をして、本人、保護者もそうだということであれば学校がどう言おうがそれはいじめに対する重大案件が浮上したということでは諮問機関として調査を行っていただきます。一応そういう形になっております。

岩崎健二委員

そこらは国の法律がここに出てきていないので、判断する材料がないもんですから、今、こういう考えが出てくるんですが、その国の法律の中でそのようなところがうたってあるというふうに理解してよろしいんですか。

中山学校教育課長

はい、そうっております。

[岩崎健二委員「はい、わかりました」と発言あり。]

山田勝委員

角度を変えたときにですよ、そういう事件が発生した。わからないところだけど、現実には議会でその問題が出てきた。そういうときに例えば市長はですね、市長は実はその件につきましては、教育委員会がいじめ問題対策委員会を招集、開催をして、その結論を待ってから答弁したいと思えますとか、説明したいと思えますというふうな形になる可能性もありますよね、それに結論をゆだねるということにもなりますよね、角度を変えてみれば。

中山学校教育課長

法律の中でなんですけども、一応教育委員会の諮問によって調査をかけて、まず、市長のほうまで報告をいたしますね、その報告をした後に、市長が、大津の事件ではございませんけれども、この調査結果は本当かと、まだ何かあるんじゃないかというようなことがあった場合にはまだほかに調査機関をつくってということができるよう法的にはなっております。ですので、市長がそこまでもし思われたときにはそのような方向で議会には報告するという形になるので、これを調査結果、今ある私どもが出しているいじめの対策委員会についてはこれを議会に報告するという形にはなっておりません。以上です。

[山田勝委員「まあ、そういうことがないようにね、してください」と発言あり。]

木下孝行委員

さっき、対策委員会を年に2回は開催するということをおっしゃったね、ちょっとこれ当初予算と関係するとか、今、当初予算のほうを見たら、連絡協議会出費謝金が4万6千円しかあがってないんですよ。年2回するのに、出費謝金と合わないんですよ、仮に5人以内の委員会をするということであれば、仮に一番上限の5人としたときにですね、7万1千円はいるわけで、1回で、2回したときにはもう14万2千円は上げなきゃいかんわけですよ、それが、4万6千円しかあがっていないというのは、これはどういう予算のつくり方をしているのかなと思ひまして。そこらをちょっと説明してもらえますか。

中山学校教育課長

今、言われたですね、予算についてはもう一ついじめ対策連絡会というのが別に、これは別でございます。

[木下孝行委員「別にある。これは当初だからいいです、また聞きます」と発言あり。]

出口徹裕委員

年2回されるということですが、主に金額的にも2時間程度を見越していたかと思うんですけど、2時間程度の中で話し合われていくであろうと思われる大まかな方向性の内容とかですかね、そうしたのと、それから、話し合われたこと自体は、どこに報告がなされていくのか教えてください。

中山学校教育課長

対策委員会の中での、内容でということになるかと思うんですけど、その学校が一番主体となるわけですので、ここのいじめ防止というのが一番主体になるわけですので、ここのいじめ防止というのが一番の主眼になるかと思ひます。この5名の方々というのはそういう専門家の方を招集をかけるわけですので、いじめ防止をするためにどのような手立てがあるのかということに対しての意見をいただいてそれをまた学校等に返すというようなことはまずやらないといけないのかなというふうに思っているところですし、そのやり方として具体的にほかの市ではこういうのをまだやってるとかですね、そういう情報をいただければ、それを流していきたいというようなことを考えております。

出口徹裕委員

話し合いされて、学校だけではなくて例えばこういう学校に報告があるということですが、子を持つ親としても、PTAの会員でもあるんですけど、そうした場合に後から知るというよりも、やはりそういうなんと言うんですかね、ほかのところでこういう事案があったとか、そういったようなものがあれば、ぜひPTAのほうにもですね、学校から積極的にこう、せっかく2回やるわけですからそこらを伝えてもらえるような方向性でですね、やはり、できる限り対策とかですね、そういうところは連絡をしていただきたいと思います。要望して終わります。

濱之上大成委員

いじめ防止対策のこの条例というのは本当に将来にとって大事だと思ひております。ただ危惧することが3点あります。私、孫のことで関係するために、ときどきお話したときに、直接ですね、担任と会話をし納得し、理解する状況というのを踏まえないで、直接教育委

員会に電話をされる方がこのころ非常に多くなっているということを耳にいたしております。これは危険な状況にもなりかねない、いわゆる先ほど言いましたけれども、親も子もまさに道徳教育がなっていない人がですね、単なる単純なセクハラ、あるいは単純なパワハラって勘違いをして、それが子供に植え付け、子供がその方向に動くというこの危険性も出てきますのでここはしっかりとですね、現場の声を聞くと同時に、現場の親にも指導をしていただければ、ということが基本だと私は要望したいんですよね、それはなぜかといったらやっぱり、どうも本来のこのいじめというのはいじめられた側といじめる側のその当事者がしっかりと納得し合えば済むことなのに、そこで我慢をする。なぜ我慢するそういう現場になっているかということは、まず校長が代表ですから責任があると思うんですよね、そして教育委員会ですよね、このことをもう一度指導をお願いしたいと強く要望して、いじめ問題のいい条例だと思っていますけど、よろしくをお願いします。

[中山学校教育課長「はい、ありがとうございます」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第20号について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第21号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

小中教育総務課長

去る2月26日の本会議において、総務文教委員会に付託になりました、議案第21号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例について、新たに規定する必要があることから、この条例を制定しようとするものであります。現行の教育長は一般職と位置づけられていたため、地方公務員法第35条により職務専念義務が課せられていましたが、新たな教育長は市長が直接、議会の同意を得て任命する特別職となったことで、同条の適用から外れることとなります。

このため、改正法第11条第5項により、新教育長の職務専念義務が追加されたことから、一般職とは別途に職務専念義務の免除等の特例を定めることが必要となっております。また、教育長の具体的な勤務時間を特定しなければ、職務に専念すべき時間も明確にならないため、勤務時間及び休暇等の勤務条件について定めるものであります。第1条は、この条例を制定する趣旨を規定したものであります。第2条は、勤務時間、休暇等について規定したものであり、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるものであります。第3条は、教育長の職務に専念する義務の免除について規定したものであり、阿久根市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。なお、答弁につきましては、私、不足の場合は、担当係長に補足させますのでよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

学校ですね、土曜日の学校が始まるんですが、そうした場合の土曜日になんらかの事故等が発生したりとかという可能性も出てきますが、そういったようなことについてはどのようになっているんでしょうか。

山中学校教育課長

土曜日の勤務についてですけど、教育委員会としては一応各代表の方を一人ずつ学校教育課、教育総務課、生涯学習課の一人ずつの勤務をお願いしたいというふうに考えているとこ

ろです。

[出口徹裕委員「はい、いいです」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第21号について、審査を一時中止します。

（教育総務課・学校教育課退出）

この際、暫時休憩します、開始は1時です。

（休憩 11：51～13：00）

（企画調整課入室）

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き会を開きます。次に、議案第5号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山元企画調整課長

議案第5号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第8号中、企画調整課所管の事項についてご説明申し上げます。

歳出予算についてご説明いたします。予算書19ページをごらんください。第2款1項8目企画費19節負担金補助及び交付金の減額補正は、乗合タクシー運行事業及びグループタクシー利用促進事業の実績見込みによる補正であります。乗合タクシー運行事業については、平成27年1月末までの市補助金の実績額が205万3,300円ですが、今後、年度末までに280万円を見込み、今回、不用と見込まれる額を減額補正したものであります。

また、グループタクシー利用促進事業については、当初、市補助金として、380人の利用者に対し684万円を見込んでおりましたが、平成27年1月末での利用券交付者が26人であり、市補助金の実績額は7万9,400円となっております。今後、年度末までに30万円を見込み、不用と見込まれる額を減額補正したものであります。

次に、歳入予算について、ご説明いたします。予算書の17ページをごらんください。第13款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金240万円は、「うみ・まち・にぎわい」再生整備計画に係る社会資本整備総合交付金の、本年度の交付決定額960万円から、当初予算計上額720万円を差し引いた額を、今回補正計上したものであり、街路事業費に財源充当するものであります。

次に、6ページの債務負担行為の追加であります。企画調整課所管分といたしまして、上から2行目の折口駅トイレ管理業務委託料については、肥薩おれんじ鉄道折口駅敷地内に設置した公衆トイレの管理業務を、平成27年度においても4月1日から開始する必要があることから、事前に契約等に関する手続きを進めるため、債務負担行為として計上したものであります。3行目の乗合タクシー運行事業については、大川地区、西目・遠見ヶ岡・倉津地区、尾崎・弓木野地区、米次地区、多田・桑原城地区、脇本北部・東部・西部地区に係る乗合タクシー運行事業について、平成26年度に引き続き平成27年4月1日から運行を開始する必要があることから事前に契約等に関する手続きを進めるため、債務負担行為として計上したものであります。4行目のグループタクシー利用促進事業については、公共交通の利用が不便な地域に居住する65歳以上の高齢者や障がい者の方々がタクシーを利用する際に助成するグループタクシー利用促進事業について、平成27年度においても4月1日から実施する必要があることから、事前に契約等に関する手続きを進めるため、債務負担行為として計上したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

本会議でもね、補助金、乗合タクシー、グループタクシーについては話をしたんですけどね、乗合タクシーはね、それなりにね、やっぱり浸透してねそして喜ばれていると思う。ところが、このグループタクシーについてはなかなか浸透しない、しかしもう一つ例えば1キロのところとね、980メートルのところがあるんだよな、950メートルのところがあるんだよな、だからそういうところについてはなんでうちはっていう人もいるわけ、だからこれほど利用者が少ないとね、私はね、市内くまなく、全部の老人を対象、障がい者老人を対象に1年に例えばいくらならいくら、何枚ということでチケットをね、全員に（聴取不能）にかかわらずやったほうがいいんじゃないかなという気が近ごろしてならない。なかなかねそれとね、申請するっていうことがね、なかなか難しい、だからその付近をまあ今後の問題として、さらに老人が喜んで暮らせるようなまちをつくるためには、そういう方法も考えないかんのじゃないと思う。ま、一つ例を言えば、例えば鹿児島市は160円でどこで乗ってされっきゃなあわけよね、どこでも160円でもどこでも乗って回れる、電車に。だからああいうことからすれば、鹿児島市内に住んでいる人と、阿久根市に住んでいる人ちゅうのは、相当ハンデがあるんじゃないかね、だからそういう中で、その老後は阿久根で暮らそうよって、老後は阿久根で暮らしたらいかがですか、人口は若い人でも子供でも、老人でもないんだからね、人口をふやすというの、そういうことから、田舎で老後を暮せるような体制をつくってあげることにそれはそれも一つの手かなと思うんだけど、今後の問題としてね、検討して取り組んでほしいなあと思いますよ。以上、要望なんだけど、ご意見を承りたい。

山元企画調整課長

今、山田委員のほうからございました、グループタクシーの件につきまして、すべての方々が公平に利用すべきだというご意見いただいたところなんですけど、現在このグループタクシーを当初、この制度を導入したいきさつにつきましては、現在公共交通機関が通っている、路線バス等が走っているところから距離が離れている交通不便地域の解消というのが一つの目標にございまして、それを解消するために、一つ的手段として、乗合タクシーを導入して、予約制のタクシーを運行してきたところなんですけど、この乗合タクシーを運行する中でもそれでもなおまだ乗合タクシーの区域にも含まれない、そしてバス停からも自宅からの距離があるというようなところがまだ市内の中にも残されているということで、そこを何とか解消できればということで、公共交通の補完的な役割ということでこのグループタクシーを導入したところでございます。現在のところまずはそういうところの交通不便地域の解消ということでこのグループタクシー私どもといたしましては運行制度としては活用させていただければと思っていますところ。ただ、そのなかなか利用が進まないという点につきましては、私共の周知というのまだまだ不足している部分もあると思いますので、そこについては引き続きこういう制度があるということですね、お知らせをさせていただきながら対象者としてはかなりの方がこのグループタクシーの使えるエリアに住んでいらっしゃる方々というのはそれなりの方がいらっしゃるのではないかと私たちも考えているところですけども、その方々に利用していただけるように今後も周知活動に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

山田勝委員

本当によく頑張っていると思っている。ところがまだ、いまだにね、例えばうちの近所ですよ、うちの近所、うちの近所はほとんどね、1キロ以上、1.5キロ前後の付近ですよ、たくさんおりますよ、みんな車を持つとらったしやっただや、65歳以上であっても、その人たちは使われんと、かんまったってそれで十分なんだけど、それで周知徹底、必要な人はね、やっぱりそのうち使うようになるからそんなに悩んでもいいんだけど、ただ、本当に乗れない人が、ただ100メートル離れてるばっかりにどっちも使えないという人もいる

から、そういう人のためにも考えてやらないかのかなと思うだけのことよ。

濱之上大成委員

補足してちょっとお願いなんですけどね、はっきりいって10人のうち6人は50歳以上なんですよね、阿久根の市民は、そして半分は60、65歳以上は4人といいますよね、そうしたときにな、今、ちょっと補足するんですけど、今、この乗合の枠組みというのを考えていただきたいんです。近くても歩くのに不自由な人ちゅうのは、非常にいらっしゃるんですよ、そうすると、さっきチケットという問題があったんですが、申請の問題も大事なんですが、やはり、チケットを配ることによって、あとは業者が請求をするという捉え方を将来はやっぱり検討していただければなとそういうふうに思っています。やっぱり高齢化になるとなかなか手続き等もこう難しくなってくる。そのために区長さんもいらっしゃるかもしれませんが、そこまでの仕事は非常に無理があると思うんですよね、やっぱり、手伝うのにも、だから今後はそういうところまでもちょっと気配りをして、企画してほしいなと思いました。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号の審査を一時中止します。

次に議案第12号について審査に入ります。

○ 議案第12号阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明を求めます。

山元企画調整課長

議案第12号、阿久根市過疎地域自立促進計画の一部変更について、御説明申し上げます。議案書4ページの第2章産業の振興の(1)現況と問題点及び(2)その対策におけるⅢ水産業の振興にかかる文章の変更、並びに5ページの(3)事業計画の修正につきましては、阿久根漁港に整備されている製氷施設について、昭和62年度の整備から年数が経過し、老朽化により生産能力が低下していることから、水産物の鮮度を保つために必要な氷の安定供給を図るため、北さつま漁協において、種子島周辺漁業対策事業を活用した製氷施設の整備が予定されております。今回、過疎地域自立促進計画に種子島周辺漁業対策事業を追加することにより、当該事業に対する本市負担分の財源として過疎債を活用するため、計画の一部を変更しようとするものであります。また、議案書6ページの第3章交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の2交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(1)市町村道につきましては、事業計画に市道赤剥線道路新設舗装を追加しようとするものです。これは、出水市の管理区間の沿線における北薩広域行政事務組合による一般廃棄物処理施設の整備計画に伴い、市道として、延長76メートル、幅員6メートルで新設舗装工事を予定していることから、この財源として、過疎債を活用しようとするものであります。また、議案書7ページの第5章高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の4高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(8)その他につきましては、事業計画に子ども発達支援センターこじか整備事業を追加しようとするものであります。当該事業は、平成26年度に基本設計及び実施設計を終え、平成27年度において施設整備を予定しており、この財源として、森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金及び電源立地地域対策交付金とあわせて、過疎債を活用しようとするものであります。また、議案書8ページの第7章教育の振興の6教育の振興(1)学校教育関連施設につきましては、事業計画に、給食施設として、金属検出機設置事業及び給食センター施設等更新事業を追加しようとするものであります。これは、学校給食センターにおいて、より安全な学校給食食材の確保を行うため金属検出機の設置及び自主検査室の整備を行うとともに、

平成14年度から稼働しました同センターの機材や施設の老朽化に伴うボイラー、冷蔵庫などの更新を予定しており、この財源として過疎債を活用しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

漁業の経営近代化施設水産業になっているんだけど、この種子島周辺漁業対策事業をとるのは確か科学庁から出る補助金だよな、結局事業費の何パーセントで阿久根市が過疎債で見るのはいくらで、阿久根市はいくら見込んでいますか。

山元企画調整課長

負担割合としては、率としてはもうしわけありません、把握しておりませんが、数字といたしまして、総事業費1億9,980万に対して、JAXAの負担金が、ロケット関係の分になるんですが、JAXAの負担金が、1億2,950万円、県の負担が828万5千円、市の負担が1,850万円というふうになっております。

山田勝委員

この1,850万円を過疎債を使うというわけですか。

山元企画調整課長

はい、この市町村の負担する部分に過疎債をあてるということでございます。

山田勝委員

ということは、地元の一般財源は使わないで過疎債をあてるということで経費の、阿久根市の分を少なくすると、こういうことですね。

山元企画調整課長

はい、委員のおっしゃるとおりです。

木下孝行委員

この過疎債、1,850万に対して国が次年度交付金として充当してくれるのはいくらですかね。70パーセントとっておけばいいのかな。

山元企画調整課長

これに対していくら来るかということは、はっきりはしていないんですが、一応充当率としては70パーセントということになっております。

[木下孝行委員「はい」と発言あり。]

仮屋園一徳委員

あの、^{あかいはげ}赤剥線なんですけど、これは新焼却場施設の取り付け道路なんですけど、全延長の約1割が阿久根市ということで、出水市に負担をして、向こうで工事は全部やるんですが、工事の技術的な面についてはうちの都市建設課と協議をしているのか、そのへんはどうですか。

山元企画調整課長

技術的な面についての協議については、もうしわけございません、ちょっと把握してないんですけど、今回整備、この過疎債で整備をしようとしております^{あかいはげ}赤剥線につきましては、取り付け道路のうち、阿久根市部分で、阿久根市の管轄内で整備する市道に対しての事業費に対して過疎債を適用、充当しようとしているものでございます。

仮屋園一徳委員

はい、そうなんですけど、ただ、阿久根市は負担金をして、向こうで全部入札をして、工事を一括して発注するわけですよ、だから技術的なもんもですけど、できればですね、阿久根、長島も負担をしているわけですので、できればそういった入札をするときには、設計業者、あるいは請負業者は5社のうち一つでも阿久根市の業者を使って欲しいとかそういう申し入れをば、できればしていただきたいと思うんですが、どうですか。

総務文教委員長（牟田学委員）

ちょっと休憩に。

(休憩 13:20~13:28)

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、休憩前に引き続き会を開きます。

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第12号の審査を一時中止いたします。

(企画調整課退出、財政課)

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第5号中、財政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山下財政課長

それではよろしくお願ひいたします。議案第5号のうち、財政課所管に属する事項についてご説明申し上げます。

予算書の19ページをお開きください。歳出からご説明申し上げます。第2款総務費、1項7目、財産管理費の補正額4,944万2千円は今回の補正による一般財源の譲与分を財政調整基金に積み立てるものであり、補正後の基金の現在高は14億1,399万3千円と見込まれます。次に17ページをお開きください。歳入について申し上げます。第17款、繰入金、1項4目、市有施設整備基金繰入金の補正額457万9千円の減額は、充当している事業費の確定によるものであり、補正後の基金の残高は8億1,206万8千円と見込まれます。以上で説明を終わりますが、質疑につきましては私または課長補佐からお答えいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

財政課長、今年の補正、26年度のね、補正予算がもう一遍出てこな始まらないよね、いつかの時点で、決算をするまでの間さ。そのときに議員をしているかどうかわからんから聞くんだけど、基金残高は全部でどひこぼっかいなりそうか、全部で。

山下財政課長

現在の補正第8号現在の額で見込みとして申し上げます。

特定目的基金が46億5,567万4千円あまり、それから定額運用基金、その他基金を含めた全額で申し上げますと、51億1,462万3千円あまりと見込んでおります。

[山田勝委員「はい、ありがとう」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退出、総務課入室)

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に議案第5号中、総務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

それでは、ただいまから総務課所管の分について説明をさせていただきますが、すべての

議案等について答弁のほうは私と課長補佐、係長等で答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第5号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務課所管についてご説明いたします。予算書の6ページをお開きください。今回の総務課所管の事項につきまして、予算書6ページから7ページに記載のある、第3表、債務負担行為補正として追加する事項のうち22件分であります。補正内容は、6ページの1番上、広報あくね印刷製本費643万円と、5つ飛びまして上から7番目になりますが、庁舎平日清掃業務委託料114万円から、7ページの下から4番目、OCR装置保守負担金9万円までの21件の合計22件を追加補正するものでございます。総務課所管分のものとしましては、広報あくねの印刷製本費をはじめ、庁舎管理関係、電算機器やシステムの保守業務委託料が主なものであります。これらはすべて平成27年度当初から事務事業を実施しなければならないことから、今年度中に契約等に関する手続きを終えておく必要があるため、今回、表記のとおり追加しようとするものであります。なお、予算書27ページから29ページにおいて、平成27年度中の支出予定額並びに財源内訳等について記載してあるところでございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第5号の審査を一時中止いたします。

○ 議案第8号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第8号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

続きまして、議案第8号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。特別会計補正予算書の23ページをお開きください。第1条に記載のとおり、予算の総額に歳入歳出それぞれ243万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ628万円にしようとするものであります。予算書の26ページをお願いいたします。第2表債務負担行為は、交通災害共済の加入申し込みなどを処理する電算システムサポートに係る負担金6万5千円であります。これは、平成27年度当初からシステムを活用し事務処理することから、今年度中に契約等に関する手続きを終えておく必要があるため、今回追加しようとするものであります。次に、補正予算の主なものについて、歳出から御説明いたします。予算書の30ページをお開きください。第1款事業費1項1目事業費19節負担金補助及び交付金の116万9千円は、繰越金の約2分の1を災害共済見舞金として増額するものであります。第2款基金積立金1項1目基金積立金25節積立金126万7千円は、繰越金の約2分の1と基金利子分を含めた交通災害共済基金へ積立るものでございます。次に、歳入であります。前のページ、29ページにお戻りください。第2款財産収入1項1目1節利子及び配当金9万7千円の補正は、基金利子を当初予算で1万6千円計上いたしておりましたが、その増額分を補正するものであります。第4款繰越金1項1目1節繰越金233万9千円の補正は、平成25年度からの繰越金を当初予算で1千円費目計上しておりましたので、実績額に従いまして増額分を補正するものであります。最後に、これらの基金の取崩し及び積み立てにより、今年度末の基金残高は、7,819万2,132円になる見込みであります。以上で、説明を終わります。どうぞよろしくご審議ください。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第8号について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第13号 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
総務文教委員長（牟田学委員）

次に議案第13号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

次に、議案第13号、阿久根市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。議案書の9ページをお開きください。今回の改正は、行政手続法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続きについて定めたものであり、行政指導の際の各種手続を新設することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。10ページをお開きください。具体的改正内容につきましては、まず目次を改めるとともに、第33条第2項においては、行政指導を行う場合は、その相手方に対し、指導に当たり根拠となる法令の条項、その条項に規定する要件、その指導が根拠となる法令の条項に規定する要件に適合する理由を示すこととしたものでございます。第34条の2は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思慮するときは、指導を行った市の機関に対し、申し出て、行政指導の中止その他必要な措置を取ることができることを定めたものであります。さらに、同条第2項において、行政措置の中止その他必要な措置を求める場合には、申出者の氏名、住所、行政指導の内容、行政指導の根拠法令等の条項、当該行政指導が条項の要件に適合しないと思慮する理由等を、申出書に記載して提出しなければならないことを定めたものです。同条第3項においては、市の機関は、行政指導の中止等の申し出があった場合には、必要な調査を行い、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止、その他必要な措置を取らなければならないことを定めたものでございます。また、第34条の3においては、何人も、法令に違反する事実がある場合に、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思慮するときは、処分権限を有する市の機関等に対し、申し出て、処分又は行政指導をすることを求めることができることを定めたものであります。同条第2項においては、その申出に当たっては、申出者の氏名や住所、法令違反の事実の内容、行政指導等の内容、行政指導等の根拠となる法令の条項、行政指導等がなされるべきであると思慮する理由等を記載した申出書を提出して行うことを定めたものであります。さらに同条第3項においては、第2項の申出があったときは、市の機関等は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければならないことを定めたものです。12ページをお願いします。附則第1項では、この条例の施行の日を平成27年4月1日と定めるものでございまして、第2項及び第3項につきましては、本条例の改正に伴い、関係条例の条項の整理を行うものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

今回のね、条例を改定することによって、住民側から見たときに不利益をこうむることはないの。

内園総務課長

結論から言えば不利益をこうむることはないと思います。長々しく説明させていただいたんですが、今回、この条例改正に至った理由といたしましては、市が行う法律とか、命令に根拠を有する処分とか、届け出につきましては、今回改正されました行政手続法、法のほうで直接適用されることになるんですが、その根拠が条例等に有する場合の処分とか、行政指導の手続き、これについては行政手続法が適用されないものですから、この条例にその部分を入れ込んだということでございます。

山田勝委員

行政指導しなければならないようなね、阿久根市がね、行政指導しなければならないようなことも多々あると思いますよね。しかしながらそういう中でやってほしいということは、ここは市が行政指導してくれればうまくいくんだがなということもないことはないこともあるよね、やっぱり。しかしながらそれはそれとしてですね、ここに附則のところ、市条例の一部を改正する、例えば国民健康保険条例というところでもね、改正しているんですが、これは国民健康保険条例については具体的にはどういうことが想定されるんですか。

内園総務課長

これは税法もあったと思うんですが、市税の分も、国民健康保険と、この中に税金なんかの徴収をするという分についてはこの適用は別扱いになりますよという部分でこの条例の、今、御指摘の分は条例の中に入れたということでありまして。

山田勝委員

それは、その上の市税条例も同じようなふうを受け止めればいいわけね。

内園総務課長

はい、そのとおりです。

[山田勝委員「はい、了解」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第13号の審査を一時中止いたします。

○ 議案第14号 阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に議案第14号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第14号、阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書の13ページをお開きください。本条例は、地方公務員法第28条の4の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めようとするものであります。14ページをお開きください。第1条は、この条例の趣旨として、地方公務員法第28条の4第1項から第3項の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものであり、同法第28条の5に規定する短時間勤務の再任用や同法第28条の6に規定する地方公共団体の組合を組織する団体における再任用についても、本条例において定めるものとするものでございます。第2条は、再任用の対象者として定年退職者のほか、定年退職日以前に退職した者で、25年以上勤続して退職した者であって退職から5年経過していない者、及び同様の要件を有して再任用をされたことがある者について定年退職者に準ずるものとして、再任用を行うことができることを規定したものでございます。第3条は、再任用の任期の更新については、勤務実績が良好である場合に行うことができる旨を規定したものでございます。第4条は、再任用の任期の末日は、その者の年齢が65歳に到達する年度に属する3月31日以前でなければならないものであることを規定したものでございます。15ページをお願いいたします。附則において、この条例の施行の日を公布の日と定めるとともに、本条例の制定に伴い、「阿久根市職員の定年に関する条例」、「阿久根市職員の育児休業等に関する条例」及び「阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に関し、条文の整理を行うものとしたものでございます。最後になりますが、本会議の中でのご質問の中で、私が対象となるものについては、今年度退職を迎えるものからということと言ったんですが、その答弁に対しては間違いではなかったんですが、補足してここでご説明申し上げますと、具体的には年度内に希望をとってないものと、この条例を認めていただいたのちに公布されるということで、現実的には今年度の方々には4月1日から採用できるかといったら、これは無理かなということ、昨

日、希望があれば任用できる分については、来年度の退職者からということになるかと思えますので、補足して説明させていただきます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

課長のね、最後の、この間の説明の中で25年以上勤務した者で、辞めて5年以内は採用できるちゅう話をしましたよね、今さっき。であったら4月1日から施行するんだったら、ことし辞めた人も、3年前に辞めた人も対象になるんじゃないですか。

内園総務課長

この適用といえますか、対象とするのが、基本的な考え方として、共済年金の一部支給を受けられる年齢までということで、法令が段階的にいきまして、最終的には平成33年で65歳に到達になるかと思えますが、その間2年刻みで、年金の引き上げが61、62、63となっていくしますので、そこの一部支給がされるまでの年齢を指しておりますので、例えば、現在の、本年度の退職者につきましては、昨年度と今年度が61歳から、27年度、28年度の退職者が62歳から年金が支給されるということになりますので、その支給される年齢までということで再任用のほうを考えております。

山田勝委員

ほんならことし辞めた人は支給されるちゅうわけやね。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第14号の審査を一時中止いたします。

○ 議案第15号 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に議案第15号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第15号、阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。議案書の17ページをお開きください。地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。18ページをお開きください。具体的には、前年度における人事行政の運営状況の報告事項に「職員の休業に関する状況」を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正条文は、第3条中、第8号を9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ第3号の次に「第4号 職員の休業に関する状況」の1号を加えたものでございます。なお、人事行政の運営等の状況の公表に関しては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、条例の定めるところにより、各任命権者は、毎年、市長に対し、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等、人事行政の運営の状況を報告することとなっており、それを受け、毎年1回その内容を公表することとされているところでございます。本市におきましても毎年10月末までに、広報あくねにその内容を掲載するとともに、市ホームページでも公開をしているところでございます。今回は、地方公務員法の改正により、その報告事項に「休業」に関する事項が追加されたもので、本市の場合、育児休業等を取得している職員数を公表することとなるものでございます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第15号の審査を一時中止いたします。

○ 議案第16号 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に議案第16号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

次に、議案第16号、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書の19ページをお願いいたします。今回の改正は、本会議でもご説明いたしましたとおり、平成27年4月から地方教育行政の組織及び運用に関する法律が施行されることに伴い、教育委員会教育委員長の職がなくなることから、同委員長の月額報酬を規定している項目を削り、加えて、いじめ防止対策推進法に基づき今回議案第20号で提案いたします、阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定に伴い、平成27年度から新たに設置されるいじめ対策委員会の委員長及び委員の報酬日額について、規定しようとするものです。具体的には、議案書20ページをお願いいたします。阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、教育委員会委員長の月額報酬を規定している第1号を削り、以下1号ずつ繰り上げ、第62号でいじめ問題対策委員会委員長の報酬日額を1万5千円、第63号で同委員の報酬日額を1万4千円と規定するものでございます。なお、附則において、条例の施行の日を平成27年4月1日と定めるものでございます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

いじめ問題対策委員会委員長とそれから委員の方の報酬、きのう説明は聞いたんですが、これは阿久根市だけではなくて、ほかの市町村も結局出てくることだと思うんですが、金額的には同じと考えてよろしいのでしょうか、いかがですか。きのうの話だとそこは出てこなかったもので、そこはどうでしょうか。

内園総務課長

具体的な部分については本来、教育委員会のほうがその日額等については所管の課になるかとは思いますが、教育委員会のほうから伺っているのは、近隣する市町村等の資料という状況等も伺いながらそれ相応の額、それから現在阿久根市において非常勤等で定めている他の委員との報酬等を考慮しながら決定したと聞いております。

[出口徹裕委員「はいいいです」と発言あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第16号の審査を一時中止いたします。

○ 議案第17号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に議案第17号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

次に、議案第17号、市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書の21ページをお開きください。本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されることに伴いまして、特別職となる教育長の給与等の取り扱いを、従来の市長等の給与に関する条例中に

追加して規定するとともに、平成27年4月から平成28年3月まで、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。22ページをお願いします。具体的な改正内容につきましては、市長等の給与に関する条例第2条第1項中に、第3号として教育長の給与月額を追加し、同条第4項に第5号から第7号として、教育長に期末手当を支給しない場合の要件について規定したものであり、その内容は、教育長が地方教育行政組織及び運営に関する法律の規定により、罷免又は解職、あるいは失職した場合には、期末手当を支給しないこととするものでございます。条例の附則に第19項を追加し、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、市長においては10パーセント、副市長は8パーセント、教育長は7パーセント、それぞれ給料月額を減額しようとするものです。なお、今回の市長等の給料の減額率につきましては、2月6日の特別職報酬等審議会でご審議いただいております。今回提案しております減額率につきましては、了解をいただいたところで、そのうえで答申を得ているところでございます。なお、この条例は平成27年4月1日から施行し、同時に教育長の給与に関する条例については廃止をしようとするものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第17号の審査を一時中止いたします。

○ 議案第18号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に議案第18号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第18号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書の23ページをお開きください。今回の条例改正は、職員の給料月額を減額して支給するとともに、再任用職員の給与等について必要な事項を定めるために、条例の一部を改正しようとするものでございます。24ページをお願いします。はじめに、第4条の改正は、地方公務員法第28条の4第1項他に定める再任用職員の給料月額については、給料表の再任用の職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に規定する額を適用するとしたものでございます。次に第4条の2では、再任用職員のうち短時間勤務職員の給料月額については、勤務時間に応じた給料額を適用することを規定したものであります。第7条の4及び第8条第1項ただし書きは、通勤手当及び時間外勤務手当において再任用短時間勤務職員の取扱いについて追加したものでございまして、第7条の5の改正は、職員の単身赴任手当の基準額及び加算額を改正したものであります。第11条の2及び第11条の5は、再任用職員に係る期末手当及び勤勉手当等について規定したものでございます。これにより、再任用職員に係る期末手当率は年間100分の145に、勤勉手当率は年間100分の70にしようとするものであります。25ページをお願いいたします。第15条の2は、再任用職員等については、扶養手当、住居手当及び退職手当については、これを支給しない旨、規定したものでございます。また、附則第8項では、6級職にある55歳以上の職員の給料については、現在100分の1.5の減額措置が講じられていますが、これを平成30年3月31日までとすることを明記したものでございます。さらに、附則第14項は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の給料を級の区分に応じ、昨年度に引き続き減額して支給することを規定したものであります。今回の減額率は、議案書の26ページに記載しておりますが、1級及び2級が2パーセント、3級及び4級が3パーセント、5級が4パーセント、6及び7級が5パーセント、それぞれ減額するものでございまして、今回の措置により、支給額平均で約3.2パーセントの減額とな

るものであります。なお、附則第15項においては、今回実施する給料の独自カットに伴い、昇格による給料月額に逆転が生じないよう、所要の措置を講じることとしたものでございます。27ページから30ページにおきましては、別表第1は、人事院勧告及び鹿児島県人事院会勧告に準じまして、一般行政職給料表を改正するものでございまして、給料表全体で平均で2パーセント引き下げ、3級以上の高位号給については最大4パーセントの引き下げとなっているところであります。なお、再任用職員の給料月額については、30ページにおいて、各級の給料月額を定めたものであります。31ページになりますが、附則第1条の規定は、本条例の施行日を平成27年4月1日と定めるものであり、第3条では、給料表の切りかえに伴い、給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合は、平成30年3月31日までの間、激変緩和措置として、現給保障を行うこととしたものです。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

先ほど、再任用のところではもう質疑をしなかったんですが、再任用って言わないですね、確かに大事なことでおっしゃってありますが、こうした場合、本会議の中でも質問をさせていただきましても、一度退職された方が、そのまま継続という形になって、役職がまた変わってしまいますと思うんですが、そうした場合に、どういった形での仕事というのか、そういったことをされるのか、そしてまた、ほかに非常勤の方がいるわけですが、その人たちへの影響というのはどういったようなことが考えられるのか教えてください。

内園総務課長

昨日、ご質疑の中で、私、目的はなんなのかと言われたときに、無収入、無年金になるとこの1点だけを申し述べたんですが、実はもう一つ大事なポイントといたしまして、定年退職した場合にそれまで長年、公務員として培われたキャリアというか、その知識・経験、こういったものを十分活かしていただいて、また後進の指導にもあたっていただきたいという部分もありました。そういった分で答弁が漏れていた分を含めまして、今後、配置する場合、特に技術の職といった部分、事務職より重視した形で考えていかなければいけないのかなというふうに考えているところです。

出口徹裕委員

すいません、一つ漏れてたので、非常勤、今、現在、たくさんいらっしゃいますけど、そういったような採用することによってですね、同じような仕事ではないとは思いますが、そうした場合、今まで雇ってた人が必要なくなるとか、パートといったらあれですけど、そういったような形の方が必要でなくなってくるというのと、その人たちとの給料の格差というのが、同じようなことをしてしまうと、格差が生まれて反感を買うようなところもあるのかなと、まず月額表を見てて思ったんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

内園総務課長

全体的なバランスというのは、おっしゃるとおり、ご指摘のとおり、大事なことだろうと思います。だから、全然影響がないことはないんですが、基本的には同職の方、職員の再任用で配置した場合、今までと同数の非常勤が必要かといった場合に、それはまた難しいのかなという部分があります。ですので、全体的な職員の、正規の職員数、再任用の職印数これもまた将来的に年齢構成をきちんと職員を配置していかなければならないという、将来に向かった新規採用職員の配置、任用職員の配置とあわせて非常勤職員等の採用ということも考えていかなければならないと考えております。あと、おっしゃいました、賃金体系といいますか、報酬、その部分についても具体的には昨日申しましたとおり、2級の職ということになりますので、21万2,900円ということになります。具体的なその臨時職員との差につきましては補佐のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

中野総務課長補佐

非常勤職員との格差というようなことでのご質問かと思えます。再任用職員の予定しています採用の級というのが2級の主事ということで、給料表の2級の一番最後のほうに下のほうになりますけれども、見ていただきますと21万2,900円という部分があります。これにつきましては、フルタイム、通常の職印と同等の勤務時間で勤務した場合にこの額という形になります。るる説明が出ております短時間の再任用職員というのは例えば週に3日出てくるとか、あるいは1時間の勤務時間が4時間、もしくは6時間とかそういう短時間の職員になれば、今、職員が38時間45分の1週間の勤務時間がありますから、例えば1週間の勤務時間が20時間であれば20時間分の38時間45分でこの額で割った額が給料月額という形になってまいります。ただ、そうした場合におきましても、今、出口委員からありますとおり、臨時職員との格差がやはりあるということは否めないところではありますが、ただ、再任用職員につきましてはこれまでの知識、あるいは経験、それから職場での技能を活かして、十分に活かしてもらって職場の活性化、それから組織力の維持ですね、先ほど出ました新人の育成にも力を注いでもらう。またその中では人事評価の対象にもなり得るということですので、再任用職員といえども、課せられた任務とか、職責、期待される役割というのは大きなものがあるというふうに考えているところです。以上です。

出口徹裕委員

今話を聞いてわかったんですけど、そこはですね、退職されて長年培ってきたものがあると思えます。そういうところをやはり周りの人は職員というよりも定年になって再任用となってくると、より一層今度は厳しい立場で見ると、今後は後輩の方々も逆に自分たちより仕事をしていないのにとかっていうところが出てくると、いろいろ最終的には問題になってきてこれ自体もいいこと、働けるうちはですね、こういうふうに再任用することはいいことだと思うんですが、そこらについては重々やっぱりわかっていたきたいなど、採用されるときにもですね、そういうふうにしていただけたらなと思えます。以上です。

木下孝行委員

質問しないつもりだったんですが、補佐の最後の話の部分、非常に私、大事だと思うんですね、だから今、出口委員の意見もそこもよくわかる。そうした中でやっぱり客観的にですね、見てもいい職員を再任用していただいたなという人事を今後していただきたいと、やっぱり、囑託も臨時もそういったバランスも考えながらですね、そういう意味では採用をしていただきたいなという要望して終わります。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、議案第18号の審査を一時中止いたします。

(総務課退出)

総務文教委員長（牟田学委員）

以上で各課の審査が終了いたしました。議案第5号から第21号までの12件に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

岩崎健二委員

必要ないと思えます。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 14:14～14:27)

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き会を開きます。

○ 議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第5号を議題とし、各委員の意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第5号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は可決すべきものと決しました。

総務文教委員長（牟田学委員）

○ 議案第8号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第8号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第8号 平成26年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号は可決すべきものと決しました。

○ 議案第12号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第12号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第12号 議案第12号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって議案第12号は可決すべきものと決しました。なければ、討論を終結いたします。

○ 議案第13号 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第13号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第13号 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって議案第13号は可決すべきものと決しました。なければ、討論を終結いたします。

○ 議案第14号 阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第14号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第14号 阿久根市職員の再任用に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって議案第14号は可決すべきものと決しました。

○ 議案第15号 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第15号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第15号 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって議案第13号は可決すべきものと決しました。なければ、討論を終結いたします。

○ 議案第16号 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第16号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第16号 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって議案第16号は可決すべきものと決しました。なければ、討論を終結いたします。

○ 議案第17号 市長等の級よに関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第17号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第17号 市長等の級よに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって議案第17号は可決すべきものと決しました。なければ、討論を終結いたします。

○ 議案第18号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第18号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第18号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり。]
ご異議なしと認めます。
よって議案第18号は可決すべきものと決しました。なければ、討論を終結いたします。

○ 議案第19号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第19号を議題とし、各委員のご意見を伺います。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ、次に討議に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ、次に討論に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ討論を終結いたします。
それでは、議案第19号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり。]
ご異議なしと認めます。
よって議案第19号は可決すべきものと決しました。

○ 議案第20号 阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第20号を議題とし、各委員のご意見を伺います。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ、次に討議に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ、次に討論に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ討論を終結いたします。
それでは、議案第20号 阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり。]
ご異議なしと認めます。
よって議案第13号は可決すべきものと決しました。

○ 議案第21号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第21号を議題とし、各委員のご意見を伺います。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ、次に討議に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ、次に討論に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり。]
なければ討論を終結いたします。
それでは、議案第21号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって議案第21号は可決すべきものと決しました。なければ、討論を終結いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、陳情第3号、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情を議題といたします。ここで、委員の皆様からご意見を伺います。

岩崎健二委員

この住民説明会を求める陳情については、以前国の説明が阿久根ではないことで、阿久根でもするようにと議会から提案し、お願いをして、阿久根市でも説明会をすでに国においてあったところでありました。これを電力事業者の説明を何を求めるのかというのもよく理解できません。これは私は電力事業者に説明を求めなくて、ちゃんと国に説明を求めて、国が説明会をしたわけですので、これ以上のものは開く必要はないと考えておりますので、この陳情については不採択と考えております。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

牛之濱由美委員

最初ですね、陳情第1号として、鹿児島に向原さんより陳情が1件だされ、それは市外ということで受付のみということで審議はされませんでした。追加して今度は市内在住の方からまったくほぼ同じ文言でですね、今回陳情が出されたんですけども、ちょっとそのところに違和感がありまして、本当にこの出された陳情の方が本意でこれを書いて陳情を出されてきたのか、また、お願いをされて陳情されたのかということもちょっと不思議な思いもありますので、私も今回この内容については不採択を考えております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかの委員から。

濱之上大成委員

皆さんの総意で不採択となればそれで結構なんですけど、そもそもこれは今、牛之濱委員がおっしゃったんだけど、向原さんが各市町村にかけてこういうことをされたと聞いております。ただ、これまでの県議会等を見ても非常に聞く耳を持たないような説明会の場においてですね、ああいうもう非常に余裕のない状況の場でのですね、真面目に私どもが原発が危険だということをおかかってても、しかし反対するだけの資料がないということで、やっぱり苦渋の決断をしている私たち市民にとってはですね、非常に無礼千万許せないということにな、私としてはここで不採択とするのも決まればそれで結構ですが、流れ的に私ども改選がありますのでここは思いもある人もあるとすれば、継続審査という捉え方をして、そういう形をとるか、多数決ですから、不採択となればそれで結構でありますけど、私としては継続審査という形で済ましておきたいなというのは。

木下孝行委員

再稼働について、私の個人的な考えの中ではもう終結したと思っております。そういうことで、今まで国も県も阿久根市のほうで説明会をしっかりとということで再稼働については私は結論はもう出ているんだろうと思います。だから避難計画等についてはまだ問題も解決してないということがありますけども、再稼働にあたってはもう議論する必要はないと私は思っております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ちょっとここで休憩に入ります。

（休憩 14：44～14：46）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き会を開きます。

ほかにありませんか。

なければ、委員間討議にはいります。

これまで委員から出された意見に対し討議するものではありませんか。

出口徹裕委員

先ほど結論を出すという意見と、それから改選もあるということで、原発については私はどちらかというところと反対の意見を取ってきましたけれども、これがですね、今の議員でやれば結論は一緒だというのは私も理解をしています。そうした場合に阿久根市議会が4月に改選を迎えてまた状況が変わる恐れもあるんですが、そうした場合に、また新しい議会の中で審議をするとなったときにこれが審議未了となった場合はまた同じものが出てくるという可能性があるんですけど、もう否決した段階になると出せないというのがあるんですが、そこらへんについて皆さんどうお考えになるのかなど。

山田勝委員

いやいや、否決しても出てくったで。

木下孝行委員

私もそういう意味でもですね、ここでしっかりと判断をすることによって、私は出てこない可能性のほうが強いのかなと思っておりますので、ここではっきりしたほうがいいのかと私は思っております。

濱之上大成委員

いや、その件に関しては私もその不採択に反対はしません。ただ、問題は、私が言っているのは、ここに最大避難の範囲が250キロ圏内でしたとかこういう文書が書いてあるということですね、ただ稼働だけじゃなくて、避難としてはきちっとしてないじゃないか、だから説明をしてくれというのも加えられてると思ったものだから、私は言っただけであって、ただこれが不採択になってもですね、新たにまた4月から、議員が変わっても絶対出てきません。これは、僕は断言できます。以上です。

木下孝行委員

改選後にですね、陳情が上がってきて、その内容が避難計画等に関しての件であったり、市であったりとかそういった九電も含めてですね、当事者である九電も含めて、そういった避難経路とかそういった残されている問題に対しての説明会であればそれはまた委員会で審議していいと私は思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかの委員から討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

なければ、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

それでは討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

ちょっと休憩いたします。

(休憩 14:53～14:54)

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き会を開きます。

皆様のご意見では不採択が多いようですが、ここでは可を諮る原則により、この陳情に対し、採択について諮りますのでご注意ください。それでは採決いたします。本採択は挙手により行います。ただいま議題となっております陳情第3号について採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手ゼロであります。

よって本陳情は、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

○ 所管事務調査

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

当委員会では、所管調査となっています、ごみ問題・リサイクルに関して、行政改革と人件費削減についての2点について、本日2月27日7時30分から、潟区ごみ集積所において生ごみ堆肥化のごみ収集の状況、庁舎1階総合窓口を所管課長の出席のもと、調査を行いました。

それでは、これまで行ってきました、ごみ問題・リサイクルに関して及び行政改革と人件費削減について、委員の皆様からの御意見をお願いします。

岩崎健二委員

私は特に生ごみについてということで、話をさせていただきました。きょうはみなさん潟区を見ていただきました。潟区は昨年10月からモデル地区の1区として実施をし、住民の方からも大変喜ばれております。生ごみの堆肥化をすることによって、燃えるごみが極端に減ったと、匂いもしないという、批判的な意見は今のところ1件も聞いておりません、けさの地域の皆さんの意見でもありましたが、非常にいい意見が出ておりましたので、私はこれを全市にいち早く広げ、できたら出水市・長島町にも働きかけていただいて、新焼却施設の(聴取不能)働きかけていただいてできるように、影響を及ぼすように、できるようにしていただきたいと思っております。

木下孝行委員

私のほうもごみ問題については、この委員会として2年間ごみ問題に取り組んできて、堆肥化にも大きく委員会として結果を残せたのではないのかなと思っておりますので、ある程度のこの委員会としての務めは終わったのかなと。また新しい委員会の中でそのことをこれからも続けていってもらいたいという思いはありますけれども、ここで一定の終了という形をとっていいのかなと思っております。また、行政改革のほうでは、機構改革という意味で、きょうも市民課窓口のほうも見てきましたし、明らかに窓口対応は改善されていると思っております。そういう意味でもある程度委員会としての仕事はできたのかなというふうに思っておりますので、そちらのほうもここで委員会のほうは閉めてよいのかなというふうに思っております。

牛之濱由美委員

きょうも早くから現地調査をさせていただきました。ありがとうございます。先ほど岩崎委員が言われたように、もう早く全市に浸透していけたらなという思いと、また別にもあるんですけども、市街地は本当にあれで助かっていると思います。割と郊外といいますか、それぞれ生ごみの堆肥化も、それぞれ独自に堆肥化されてなるべく生ごみを袋に入れて持っていくのを各地区でされているところも多々あるので、そういうところもまたよく調べていただきながらですね、それと今回生ごみの堆肥化、減らそうというその運動に対して行政努力もすごく感じられました。本当こうやって委員会でも一生懸命視察をしたり、そういうのを訴えてきた中で、そこに行政が腰を上げて動いてくださったというところも大きな成果じゃないかなという思いがしました。

出口徹裕委員

きょう朝、話をしたんですけども、その中でまだ夏場を迎えていないということで、まだちょっと夏場に不安が残るんですけどもという話をちょっとお伺いいたしました。生ごみの今の事業についてはですね、非常にいい事業だということだったんですが、今後、そうい

う細かい検討が一年を通してくれば出てくるのかなと、また広まれば広まるほどいろいろなご意見が出て来るのかなと思いますので、そこらに耳を傾けながらですね、やっていっていただきたいなと思います。また、窓口の対応についてもチェックリスト等ができて非常に良くなってきているなというところではあったんですが、ただ、ちょっとチェックリストの字が小さいなと感じたところがありました。特に中身を見た中で65歳以上の方とかというところの欄とかがあるんですけども、私でもぎりぎり見えるなというところがあったので、ものに応じてですね、物に応じてですね、やはりそこらをもうちょっと改善していただけたらなと思うところでありました。以上です。

山田勝委員

けさは本当に申し訳ありませんでした。7時半に来れなくて。しかし、自分は事業所でですね、事業所で生ごみをこうしている中で、本当にものすごくいいと思います。それと、窓口の対応についてもですね、本当に良くなったなと思います。だまって見ていましたら、私どもがこう見ている前ですね、初めて来られた方にちゃんと職員が行って対応してしている姿を見ると、本当喜んでいらっしゃるのかなという気がします。ただ、まだもっともっと取り組みたいんですが、任期満了ですのでこれで終わらな仕方ないんですが、今後についてもですね、やはり住民の側に立った行政改革とか、あるいはそういう後世に憂いを残さないような生ごみ対策とかですね、こういうのは徹底的にやっていかないと、だまっていっちょけばとんでもない方向に行く可能性がありますのでね、やっぱり先の道路の話ではないんですが、ぽっとせんじん、だまかされんごとせないかんと思いますので、また一緒に取り組みましょう。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

それでは、ごみ問題・リサイクルに関しての所管調査について終了することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

それでは、ごみ問題・リサイクルに関しての委員長報告の必要の有無について、ご意見をお願いします。

[「してください、お願いします」と呼ぶ者あり。]

それでは、ただいま委員の皆様のお意見をまとめ、委員長報告をすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって、所管調査に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報特別委員会委員長から当委員会あて阿久根市議会だより原稿の提出依頼があり

ました。

委員の皆様から記載内容等について何かご意見はありませんか。

〔「委員長に一任いたします」と呼ぶ者あり。〕

それでは、原稿の記載及び提出については委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。

よって、阿久根市議会だより原稿の記載及び提出につきましては委員長に一任されました。ここでお諮りいたします。

本委員会に付託された案件はすべて議了いたしましたので、3月2日の委員会は休会とし、閉会することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 15時01分)

総務文教委員会委員長 牟田 学